

令和5年12月28日
初等中等教育局特別支援教育課
大臣官房人事課
スポーツ庁政策課
文化庁政策課

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする
差別の解消の推進に関する対応指針（改正案）等に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「①文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、「②文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」、「③スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」及び「④文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、令和5年9月15日から令和5年10月14日までの期間、郵送・FAX・電子メール及びWebフォームを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、①については17件、②については6件、③については4件、④については4件の御意見をいただきました。①に関しては、公示していた資料のうち、2点（「2-1 対応指針（改正案）（るびなし・るびあり）」、「2-2 対応指針（改正案）（テキスト）」）で記載すべき内容が一部記載されていなかったことから、当該箇所を記載のうえ、令和5年11月2日から令和5年12月2日まで改めて御意見の募集を行いましたところ、4件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

①文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>○ 別紙2の教育分野の「4 社会教育・生涯学習」「(2)合理的配慮の例」として、『講座の広報に「車椅子来場可」、「補助犬同伴可」等、アクセシビリティアイコンを表示する』とあるが、アクセシビリティアイコンという名詞はあまり一般的ではないと思われる。</p> <p>一般的なアイコンのことを指すのであれば、「アクセシビリティアイコン」ではなく、単に「アイコン」とすればよいかと考えるがどうか。</p>	<p>○ 「アクセシビリティアイコン」について、「(障害当事者が)円滑に利用しやすいことをわかりやすく示すアイコンやサイン」という意味で用いましたが、一般的ではないという御指摘を受け入れ修正します。</p>
<p>○ 「別紙2 分野別の留意点 教育分野 2 初等中等教育段階」において、特別支援学校教諭免許状の取得の有無に関わらず、全ての学校種の教員が「障害の社会モデル」に対する理解をもてるような教員養成の在り方について、さらに一歩進んだ方針を示すべきではないでしょうか。</p>	<p>○ 文部科学省としては、全ての新規採用職員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指すこと等を通じて、教師の専門性の向上を図っております。いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 次の記述を加える。 (記述)「あらゆる相談や接遇の最初に、本人の希望を聞きとり、それを尊重するルールをもつ。あらゆる偏見を排して、本人の話をよく聞くことから始める。」</p>	<p>○ 「第2 2 (1) 合理的配慮の基本的な考え方」において、「双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。」と記載しております。</p>
<p>○ (3)インクルーシブ教育のための合理的配慮が過重な負担であることを正当化する理由として、予算や資源不足が安易に用いられるべきではないことを明記すべきである。</p>	<p>○ 「第2 2 (2) 過重な負担の基本的な考え方」において、「過重な負担については、関係事業者において、<u>個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。</u>個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、<u>適当ではない。</u>関係事業者は、<u>個別の事案ごとに具体的な検討を行った上でその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう</u></p>

	<p>努めることが望ましい。」と記載しており、いただいた御意見の趣旨はこれに包含されると考えます。</p>
<p>○ 障害者の権利条約第八条の無視は改めるべき。障害者権利条約第八条「意識の向上」では、「障害者に関する社会全体（各家庭を含む。）の意識を向上させ、並びに障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成すること。」ことなどのために、第2項で「(b) 教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。」と明確に述べてある。啓発の部分ではなく、学校教育において、障害者の権利を尊重する態度を育成することは締結国に課せられた明確な義務である。したがって、対応指針、対応要領で権利条約第八条の無視は大いなる欠点と言わざるを得ない</p>	<p>○ 障害者権利条約第8条2.(b)「教育制度の全ての段階（幼年期からの全ての児童に対する教育制度を含む。）において、障害者の権利を尊重する態度を育成すること。」については、小学校学習指導要領等においても記載されている「交流及び共同学習」などを通じて、学校教育において適切に行っております。</p>
<p>○ 情報提供について「ひらがなやピクトグラムを使用」とあるが、併せて色覚異常の方を配慮する必要がある旨を記載した方がよいのではないか。カラーユニバーサルデザインについて紹介した方がよい。日常でよく見かける赤や黄色は、色覚異常がある人からしたら黒と同化し見づらい。文章だけでなく、具体的な色の組み合わせも示すとよいのではないか。もしくは、カラーユニバーサルデザインについて取り扱うサイトを記載する。</p>	<p>○ 事業者等が、カラーユニバーサルデザインに配慮した資料を作成・提供することは、その実施に伴う負担が過重でない場合には合理的配慮に当たると考えられます。いただいたご意見を踏まえ、「別紙1 3 (2) 情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例」に文言を追加させていただきます。</p>
<p>○ 「教育の本質を変えない」ことの具体例が必要ではないか。入試前相談の時点で、何を目標として入学を希望するのか、やりたいことと使命を果たせるか否かは別物であることを生徒と保護者に理解してもらう必要があるのではないか。</p>	<p>○ 「第2 2 (1) 合理的配慮の基本的な考え方」において、「<u>障害者本人の意思を尊重しつつ、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくこと</u>」について示されており、いただいた御意見の内容はこれに包含されると考えます。</p>
<p>○ 合理的配慮の例として、入試におけるUDフォント（特にUDデジタル教科書体）の使用がSNSなどで話題になっています。学習障害等で既存書体だと読みにくい受検</p>	<p>○ 事業者等が、弱視や学習障害を持つ人たちが読みやすい字体を使用することは、その実施に伴う負担が過重でない場合には合理的配慮に当たると考えられますが、いた</p>

<p>者向けにUDデジタル教科書体等で組まれた問題用紙を配布することは合理的配慮として保障していく必要があると考えています。他方、全ての受検者用の問題用紙をUDデジタル教科書体等で組むことを推進する意見も見られますが、現時点において私はこの動きに反対したいと思います。</p> <p>UDデジタル教科書体を例にすると、最も細いRウェイトでもやや太めであり、かつ教科書体の特性上横面の右上がり強い書体となっているため、SNS上でも読みにくいと声を上げる人が散見されます。</p> <p>UDフォントは比較的短い文についての視認性・可読性は優れていると検証されている反面、長文における可読性についての研究はほとんどない現状です。文字のエレメントを単純化したり、文字を太めにデザインしたりすることで、主に長文での読みにくさを助長している可能性があります。無理やり問題用紙をUDフォントに置き換えることで、既存のフォントが読みにくい人とUDフォントが読みにくい人との間で対立が起きるようなことはあってはならないと考えます。合理的配慮としてのUDフォント個別対応と、UDフォント一律適用には慎重姿勢の双方についてお願いしたいと思います。</p>	<p>いた御意見のとおり、こういった字体を読みやすいと感じるかは、個人の状況によると考えています。</p>
<p>○ UD（ユニバーサルデザイン）フォントについては、読み書き障害のある発達障がいの人や子供たち、また弱視や老眼などの方々にとって通常のフォントよりも視認がしやすく、情報のアクセスに役立つものである。合理的配慮に当たり得る配慮の例等に、UDフォントの文言を入れてほしい。</p>	<p>○ 事業者等が、弱視や学習障害を持つ人たちが読みやすい字体を使用することは、その実施に伴う負担が過重でない場合には合理的配慮に当たると考えられますが、「UDフォント」以外にも読みやすいフォントは開発されています。このため、御意見は一部受け入れ、「別紙1 3（3）ルール・慣行の柔軟な変更の例」に文言を追加させていただきます。</p>
<p>○ 「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」を挙げる場合は、拡大解釈されないよう十分注意した上で慎重に行うべきである。特に、図書館等において付き添いを求められた場合の事例は、「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」と</p>	<p>○ 御指摘の例は、「2（1）合理的配慮の基本的な考え方 イ」に記載の、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏ま</p>

<p>して対応指針に挙げることは不適切であり削除すべきである。</p>	<p><u>え、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、2 (2)で示す「過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。」を踏まえたものであり、適切であると考えます。</u></p>
<p>○ 医療的ケア児についてケア実施のための別室を用意する事例は、「合理的配慮に当たりうる配慮の例」として不適切であり削除すべきである。</p>	<p>○ 御指摘の例は、「2 (1) 合理的配慮の基本的な考え方 イ」に記載の、「合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、<u>当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、2 (2)で示す「過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。」を踏まえたものであり、適切であると考えます</u></p> <p>なお、「別室等の用意」については、合理的配慮が「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった」場合において提供されるものであるから、医療的ケア児やその保護者の意思を踏まえて実施されることが前提となります。さらに、これは、医療的ケア児本人に対して、安全な医療的ケアの実施等のための衛生的な環境が提供されるよう、医療的ケア児本人や保護者等が求める配慮の「一例」であるということも記載から明らかです。別室において医療的ケアを行うことを一律に推奨しているわけではありません。</p>
<p>○ 初等中等教育段階においても、例えば公教育であれば、制度の立て付け的には、自治体の就学支援委員会が、合理的配慮に関する本人・保護者からの異議申し立て（これを言い換えて、紛争解決や相談・斡旋といった表現でも良いです）についても対応で</p>	<p>○ 初等中等教育段階においても、「障害者差別解消支援地域協議会」の開催も含め、相談体制が整備されることは重要であると承知しております。御指摘の趣旨を受け入れ、「別紙2 分野別の留意点 2 (3) 相談体制の整備に関する留意点」に文言を</p>

<p>きると承知している。このことを、初等中等教育段階の記述においても明確に示すべき。高等教育段階の記述のように、地域の協議会との連携についてもぜひ明示すべき。</p>	<p>追記させていただきます。</p>
--	---------------------

②文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

主な意見の概要	文部科学省の考え方
<p>○ 「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」は全て削除すべきである。（別紙 第3（不当な差別的取扱いの例）関係）</p>	<p>御指摘の例示は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき記載したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨記載しています。</p> <p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 「環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なる」とする論理は基本方針にもみられるが、もともと文科省の発想で、一見良さそうに見えるが、障害者の人権をめぐる論議では詭弁に類するものである。例えば、財政的に乏しい市町村で環境の整備が乏しい学校では合理的配慮を行わなくていいという例が現れた場合、それは明らかに差別であり、環境の整備を理由として世論が納得するはずがないのである。国連の追加文書でも戒めている部分である。</p> <p>環境整備の状況によって合理的配慮の内容が異なるという論を削除する方が、論理的であり、将来に禍根を残さないと推察される。（別紙 第4（合理的配慮の基本的な考え方）関係）</p>	<p>「合理的配慮」は、障害を理由とする差別の解消に関する法律にも規定されているとおり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うものとなっており、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であるため、削除は困難であり、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、「留意事項 第4 合理的配慮の基本的考え方」において、障害者本人の意向を尊重しつつ、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要があるとしております。</p>
<p>○ UD（ユニバーサルデザイン）フォントの使用に係る記載を追加すべきである。（別紙 第4（合理的配慮の基本的な考え方）三 関係）</p>	<p>御指摘の箇所は、あくまでも意思を表明する手段の例示であり、社会的障壁の除去のための手段及び方法については、障害者本人の意向を尊重しつつ双方の建設的対話を行うことが明記されています。</p> <p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例に、UD（ユニバーサルデザイン）フォントの利用について追記すべきである。（別紙 第6（合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例）関係）</p>	<p>御指摘を踏まえ、「○ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段やUDフォントへの変更等の工夫を用いる。」とさせていただきます。</p> <p>御意見ありがとうございました。</p>

)	
○ 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例に、UD（ユニバーサルデザイン）フォントの利用について追記すべきである。（別紙 第6（合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例）関係）	<p>掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨記載しています。</p> <p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>
○ 「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」を挙げる場合は、拡大解釈されないよう十分注意した上で慎重に行うべきである。（別紙 第6（合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例）関係）	<p>御指摘の例示は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき記載したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨記載しています。</p> <p>頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p>

③スポーツ庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

主な意見の概要	文部科学省の考え方
○ 「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」は全て削除すべきである。(別紙 第3 (不当な差別的取扱いの例) 関係)	御指摘の例示は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき記載したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨記載しています。 頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
○ 「本人」は「障害者本人」のほうが適切ではないか。(別紙 第3 (不当な差別的取扱いの例) 関係)	反映させていただきます。
○ 「障害に加えて」は「障害があることに加えて」のほうが適切ではないか。(別紙 第4 (合理的配慮の基本的な考え方) 二関係)	障害者差別解消法等の文言に即し、反映させていただきます。
○ 「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」を挙げる場合は、拡大解釈されないよう十分注意した上で慎重に行うべきである。(別紙 第6 (合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例) 関係)	御指摘の例示は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき記載したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨記載しています。 頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

④文化庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について

主な意見の概要	文部科学省の考え方
○ 「正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例」は全て削除すべきである。(別紙 第3 (不当な差別的取扱いの例) 関係)	御指摘の例示は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき記載したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨記載しています。 頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
○ 「本人」は「障害者本人」のほうが適切ではないか。(別紙 第3 (不当な差別的取扱いの例) 関係)	反映させていただきます。
○ 「障害に加えて」は「障害があることに加えて」のほうが適切ではないか。(別紙 第4 (合理的配慮の基本的な考え方) 二関係)	障害者差別解消法等の文言に即し、反映させていただきます。
○ 「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」を挙げる場合は、拡大解釈されないよう十分注意した上で慎重に行うべきである。(別紙 第6 (合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例) 関係)	御指摘の例示は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき記載したものであるため、原案のとおりとさせていただきます。 なお、掲載されている例はあくまでも例示であり、個別の事案ごとに判断することが必要である旨記載しています。 頂いた内容は、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。